

平成 28 年度第 1 回大分県環境審議会（水質部会）

1 日 時：平成 29 年 2 月 21 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所：市町村会館 61 会議室

3 出席者：委員 8 名（代理出席含む）、事務局等 9 名

4 議題

- (1) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」について
- (2) 平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について
- (3) 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の安全基準及び水質基準の変更について

5 審議結果

上記の議題（1）、（2）及び（3）について審議を行った。審議の結果、
適当である旨答申することを決定した。

6 結果概要

- (1) 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）」及び「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準（案）」について

3 ページのとおり

(2) 平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

- ①目的：平成 29 年度の大分県内の公共用水域及び地下水について、大分県、国土交通省及び大分市が水質汚濁の状況を常時監視するために測定すべき水域、測定地点、測定項目等について定める。
- ②調査水域及び測定地点
公共用水域：54 河川 111 地点、6 湖沼 12 地点、8 海域 50 地点
地下水：82 地点

③測定回数（公共用水域）

生活環境項目：原則として毎月1回、水質変動の少ない水域については、年6回又は4回

※環境基準に底層溶存酸素量の項目が追加されたことに伴い、湖沼及び海域の測定項目に底層溶存酸素量を追加

健康項目：原則として全水域の代表点で、年1回から年2回全項目実施

要監視項目：クロロホルム等31項目について、年1回から2回

特定項目：水道水源取水地点近傍等において年4回

その他項目：項目に応じて年1回から12回

④測定回数（地下水）

概況調査（新規及び定点）：年1回又は2回

汚染井戸周辺地区調査：年2回

継続調査：年2回

○根拠法令：水質汚濁防止法第15条

都道府県知事は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を常時監視しなければならない。

（3）大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の安全基準及び水質基準の変更について

土壌汚染対策法施行規則の一部が改正され、土壌溶出量基準及び地下水基準が変更されたので、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行規則別表第1の安全基準及び別表第2の水質基準について、同様の変更を行う。

① クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）の項目及び基準値の追加

表1 クロロエチレンに関する各基準の値

基準の名称		基準値
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.002mg/L以下
	地下水基準	0.002mg/L以下

② 1.1-ジクロロエチレンの基準値の改正

表2 1.1-ジクロロエチレンに関する各基準改正の値

基準の名称		改正前の基準値	改正後の基準値
汚染状態に関する基準	土壌溶出量基準	0.02mg/L以下	0.1mg/L以下
	地下水基準	0.02mg/L以下	0.1mg/L以下

「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画(案)」及び
「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準(案)」について



1 総量削減計画（化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量）の策定の概要（第7次から第8次（今回）への変更点等）

(1) 平成31年度を目標年度とする発生源別の削減目標量

①化学的酸素要求量（COD）について

	削減目標量	平成26年度実績
生活系排水	12 (▲1)	13
産業系排水	14 (±0)	14
その他	5 (±0)	5
合計	31 (▲1)	32

②窒素含有量について

	削減目標量	平成26年度実績
生活系排水	8 (±0)	8
産業系排水	7 (±0)	7
その他	18 (±0)	18
合計	33 (±0)	33

③りん含有量について

	削減目標量	平成26年度実績
生活系排水	0.6 (▲0.1)	0.7
産業系排水	0.5 (±0)	0.5
その他	1.2 (±0)	1.2
合計	2.3 (▲0.1)	2.4

(2) 削減目標量の達成のための方途

- ① 生活系排水対策
 - イ 下水道の整備等
 - ロ その他の生活排水処理施設の整備
 - ハ 一般家庭の生活排水対策
- ② 産業系排水対策
 - イ 総量規制基準の設定
 - ロ 総量規制基準の適用されない事業場等に対する対策
 - イ 農地からの負荷削減
 - ロ 畜産排水対策
 - ハ 養殖漁場の改善

2 総量規制基準

産業系排水については、現状のまま削減目標量を達成できる見込みであるため、基準値の変更は行わない。

3 今後のスケジュール

～平成29年5月

環境大臣協議

平成29年6月

計画の策定・公表